

吹田市結核対策費補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づく結核に係る定期の健康診断を実施する学校又は施設の設置者に対し、予算の範囲内において、結核対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第53条の2第1項の規定により学校及び施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。以下「対象施設」という。）の長が行う結核に係る定期の健康診断事業とする。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、間補助対象事業に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報酬、職員手当、賃金、報償費その他の人件費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 工事請負費
- (8) 備品購入費
- (9) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる補助対象経費に係る額を比較して、少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 市長が定める補助金交付基準(別表)により算定した額
- (2) 補助対象経費の総額から寄付金その他収入額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により対象施設が申請した補助金交付額の総額が当該年度の補助金に係る予算の額を超える見込となるときは、同項の規定により算出した額に一定の割合を乗じて得た額を補助金の額とすることができる。

3 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、結核対策費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助年度の事業計画書
- (2) 補助年度の支出計画書
- (3) 補助年度の歳入歳出予算書抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、結核対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

（事業中止届）

第7条 補助決定者は、補助対象事業の着手後において、やむを得ない事情により補助対象事業を中止する場合は、結核対策費補助事業中止届を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、結核対策費補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 結核に係る健康診断事業実施報告書
- (2) 結核に係る健康診断費精算内訳
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、結核対策費補助金交付額確定通知書（様式第4号）により、当該報告をした補助決定者に通知するものと

する。

（交付の請求）

第 10 条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、市長が指定する期日までに、結核対策費補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第 11 条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 次条又は第 14 条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第 13 条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後 10 年間保管しなければならない。

（報告の徴収等）

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（委任）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項

は、保健所長が定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以後実施した事業について適用する。

この要領は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以後実施した事業について適用する。

(別表)

結核対策費（定期健康診断）補助金交付基準		
事 項 区 分	基 準 単 価	備 考
(医療機関実施分) 間接撮影 直接撮影	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（厚生労働省発健第 1219002 号平成20 年12月19日）別表5 健康診断（結核に限る）、管理検診単価表に定める額。 但し、吹田市結核対策費補助金申請開始時に、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱の当該年度の単価改定が行われていない場合は、厚生労働省健康局結核感染症課結核対策係が結核の健康診断・管理検診単価表（案）で定めた額とする。	実施人員に各々の補助基本単価を乗じた額の合計額が「交付基準による算定額」となる。